

令和8年度 三宅町学校・地域パートナーシップ事業 子ども体験教室
運営業務仕様書

- 1 業務名
令和8年度 三宅町学校・地域パートナーシップ事業 子ども体験教室運営業務
- 2 目的
本業務は、放課後の子どもの居場所づくりを主題とし、学童利用者の増加や地縁コミュニティ希薄化などの課題解決につなげるために実施する子ども体験教室について、一括して運営を委託するものである。
- 3 業務期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 対象
三宅町在住の小学生
- 5 実施回数
教室は、令和8年7月から令和9年3月末までの期間で8回程度実施するものとする。
- 6 実施場所
受託者より提案する。町内の公共施設等の他、町外での実施も可とする。
町内の公共施設については、町にて予約手続きが必要となる場合があるため、事前に協議すること。
なお、有償の施設を使用する場合、使用料等を委託費に計上すること。
- 7 業務委託内容
業務内容は以下に掲げるものとする。
 - 1) 企画
 - ア. 教室内容の企画提案
多様な体験・活動の機会を提供するため、内容は文化・スポーツ・フィールドワーク等幅広い分野から選定すること。1回で完結するものとし、説明や体験等で事業目的の達成に十分な講座時間（2時間程度）を設けること。
 - イ. 材料費や参加費等の徴収
参加者が使用、消費することが明確なものについて、材料費や参加費等を徴収して差し支えない。ただし、1回につき負担する金額は低廉なものとする。
 - ウ. 実施運営のために必要となる企画書等の作成
作成した企画書等は、書面またはデータで町へ提供すること。
 - 2) 実施運営
 - ア. 講師及びスタッフの手配、連絡調整
講師は主として三宅町在住・在勤者から選定するものとするが、内容により町外からの選定が望ましい場合はこの限りではない。
スケジュール調整や条件等の交渉を行うものとし、必要となる謝礼金は委託費に計上すること。
 - イ. 会場借用
 - ウ. 参加申込受付及び問合せ対応

材料費や参加費等を徴収する場合は、領収等も行う。

- 工. 会場設営及び撤去
設営・撤去により生じた廃棄物等は、受託者の責任において適法に処理すること。
- オ. 機材、材料準備
必要となる機材、材料については、町と協議のうえ準備すること。
- カ. 当日運営
進行、写真撮影、参加者対応等を行うこと。
- キ. 実施報告書の作成
事業実施による評価及び課題等を記載すること。

3) 周知・広報

- ア. 小学生向けに周知するためチラシ等を作成し、納品すること。
規格：A4サイズ
部数：250部（町が指定する部数ごとに仕分けのうえ納品する。）
- イ. チラシ配布及び町広報媒体への記事掲載は町にて行う。

8 委託費の支払い

委託費は、受託者からの請求に基づき、下記のとおり受託者の指定する口座に支払うものとする。

	支払期日	金額
第1期	令和8年7月末	委託費の半額
第2期	令和8年11月末	委託費の半額

9 業務管理

本業務の実施にあたり専属の担当者を配置し、常に連絡を受け取れるよう業務遂行体制を充実させること。また、管理責任体制を明確化し、円滑に業務を遂行すること。
進捗状況の報告及び打合せを随時実施し、業務に遅延が発生しないよう進行管理すること。

10 緊急時の対応及び保険への加入

事業実施に伴い怪我や事故等が発生した場合、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに町へ報告すること。

事業実施に伴う怪我や事故及び施設の備品損傷等が発生した場合に備え、イベント保険等に加入するなど、補償対策を講ずること。

なお、保険加入に要する経費は委託費に計上すること。

11 関連法令等の遵守

本業務の実施にあたり、仕様書による他、関係法令及び条例等を遵守するものとする。

12 守秘義務

受託者は、本業務で知り得た事項について、本業務に係る者以外に漏らしてはならない。また、個人情報を取扱う場合は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

13 業務委託の禁止

受託者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合、あらかじめ本町の承諾を得なければならない。

14 権利の帰属

本業務の履行に係る成果物の所有権・著作権等の権利は本町に帰属するものとする。

15 その他

- 1) 本業務の実施にあたり、仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた事項については、本町と受託者が必要に応じて協議のうえ定めるものとする。
- 2) 本契約締結後に仕様書の変更の必要が生じたときは、本町と受託者で協議のうえ双方の合意により変更することができる。委託料の変更等についても協議により決定するものとする。